当支部に於ては従来の如く役員の参加の決議を以て積極的支援を決定
したのであります。
七月十九日常任理事会決議
一、総同盟　総同盟は全面的に実力闘争体制にあるに対し本部執行
委員会は承認した（一、大桐氏と全面的関係を断つこと、二、極左分子の運動に対して
は反対であること、三、総同盟全国大会の決議を守る）具体策を大阪本
部にこれを申述べて之を討議に付した。
種々討議の結果総同盟大阪地方同盟を脱退とし左の決議を朗
読した。
（一）大桐氏は本部と関係を断つたのであるが今後完全に関係を絶ち且並せ
しめること。
（二）従来の極左分子運動に対し今後一切の行動を共にせざること。
（三）本部の仕事は一般的運動に対し総同盟（全東全国労働総本
部の指導統制に従い之を厳守すること。
（四）共同闘争に当りては必要なる種類のものに限らず之を行ふ一方如何なる場
合に於ても本部執行委員会の承認の上にて態度を決すること

理事会支部長会同会議。

右決議に対し城西織作工業支部代表某同君が要請あり旨を述べて抗して脱
会し支部役員も協議一致して決議に決したのであります。
今回全支部の諸君、我々の城西織作工業支部は脱つて来た
城西地方の運動は再び独立なる労働運動として発展するのである協互に
に信頼して交情し一層発展の実を挙げられんことを祈ります。
右経過は以上一切の手続を以て報告申上げたのであります。

日本労働
総同盟（全東全国労働総同盟）執行委員会

昭和三年七月二十二日